

令和8年度

大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付に関する  
一般競争入札要領

**【受付期間】**

令和8年5月7日（木）から

令和8年5月26日（火）まで

**【入札（開札）日】**

令和8年6月12日（金）

大津市総務部管財課

## 目 次

1	競争入札に付する事項（貸付物件の概要）	1 ページ
2	大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置条件	2 ページ
3	競争入札に参加する者に必要な資格	3 ページ
4	入札参加資格の審査の申請方法	4 ページ
5	入札参加資格の審査及び通知	5 ページ
6	契約条項を示す場所及び期間	5 ページ
7	入札方法	5 ページ
8	入札条件	5 ページ
9	契約の締結	8 ページ
10	落札情報の公開	8 ページ
	仕様書	10 ページ
	位置図	13 ページ
	契約書（案）	16 ページ
	大津市広告掲載要綱	21 ページ
	大津市広告掲載基準	32 ページ
	（様式第1）一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書	41 ページ
	（様式第2）実績調書	42 ページ
	（様式第3）一般競争入札参加不適合通知書	43 ページ
	（様式第4）入札書	44 ページ
	（様式第5）開札立会申請書	45 ページ
	（様式第6）立会人委任状	46 ページ
	（様式第6）立会人委任状記入例	47 ページ
	（様式第7）質問状	48 ページ
別記1	郵便入札送付用封筒記入例	49 ページ
別記2	くじによる落札決定の方法	51 ページ
	入札心得	52 ページ

## 大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置事業者を募集します

この要領は、大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、広告付き案内板等設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札（郵便入札）の方法により選定するため、必要な手続きを定めたものです。

入札に参加希望される方は、この要領をよく読み、各事項を承知した上、お申込みください。

### 1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

大津市役所庁舎広告付き案内板等を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

貸付物件名	大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付		
施設の名称	大津市役所庁舎		
用途	大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置・運営に限る。		
物件番号	①	②	③
所在地	大津市御陵町7番5	大津市御陵町7番11	大津市御陵町7番11
設置場所	本館1階 案内受付横	新館1階 北側入口風除室壁面	別館1階 北側入口壁面
貸付箇所	設置場所に同じ	設置場所に同じ	設置場所に同じ
貸付床面積	①0.375 m <sup>2</sup> (W1500mm×D250mm) ②0.850 m <sup>2</sup> (W3400mm×D250mm)	1.0 m <sup>2</sup> (W5000mm×D200mm)	1.0 m <sup>2</sup> (W5000mm×D200mm)
外形寸法 (※)	①H2000mm×W1500mm× D250mm 以内 ② H2000mm × W3400mm × D250mm 以内	H2000mm × W5000mm × D200mm 以内	H2000mm × W5000mm × D200mm 以内
最低貸付料 (5年間)	金 84,310円		
貸付期間	令和8年8月1日から令和13年7月31日まで		

※電気メーター等は貸付面積内に収まるように設置してください。

(参考)

開庁日時	平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。） 午前9時00分から午後5時00分まで
本庁舎職員数 及び来庁者数	本庁舎職員数：概ね1,900人 来庁者数：概ね1,500人/日

設置場所の環境	物件番号① (本館 1 階)	本館正面玄関に最も近く、隣接して庁舎受付案内や税関連等の窓口がある。
	物件番号② (新館 1 階)	税関連等複数窓口の待合所としても利用されている市民ロビーが隣接するほか、売店も営業を行っている。
	物件番号③ (別館 1 階)	来庁者駐車場に最も近く、庁舎内で最大の会議室(定員 180 名)が隣接している。

## 2 大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置条件

### (1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸し付ける方法により行う。

### (2) 貸付期間

貸付物件の貸付期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までとする。

なお、この契約は、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付契約の更新は行わないものとする。

### (3) 貸付料

入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって貸付料(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

各年度、納入通知書により大津市が指定する期日までに一括納付すること。

各年度の貸付料の額は、貸付料を貸付期間に係る月数（1 月に満たない部分については 1 月とみなす。）で除した額に各年度の月数を乗じた額とする。

なお、各年度の貸付料の額に端数が生じた場合は、1 年目に加算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料に一致させるものとする。

### (4) 必要経費

光熱水費に係る費用の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者の負担で、大津市役所庁舎広告付き案内板等に光熱水費の使用料を計る専用メーターを設置し、それによる実費を大津市が指定する期限までに全額納入すること。

### (5) 設置機器の仕様・位置

「仕様書」及び「位置図」のとおり。

### (6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を大津市が指定する期限までに確実に納付すること。

イ 落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡又は転貸することができない。

ウ 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置にかかる機器の搬入、搬出時間及び経路については、大津市の指示に従うこと。

### (7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件（以下「入札参加資格」という。）を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和8年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(8) 直近2年間において国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体の施設で、自ら広告付き案内板等を設置した実績を2件以上有していること。

#### 4 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式第1）

※令和8年度分で大津市の入札参加申請（以下「指名願」という。）を提出している者は、「指名願提出済」欄にレ点を付すこと。

イ 実績調書（様式第2）

※直近2年間において国（公社、公団を含む。）又は、地方公共団体の施設で、自ら広告付き案内板等の設置した実績（履行中のものを含む。）を2件以上記載し、契約実績が証明できる書類（契約書、委託書等）の写しを添付すること。

(2) 前号ア及びイに掲げる書類の様式は、大津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和8年度大津市入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合にあつては、提出書類の申請者は受任者でもって記名することとし、押印を要する書類は受任者でもって押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

(3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において指定の提出方法により市長に提出すること。

(4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間、受付場所及び受付方法は、次のとおりとする。

ア 受付期間

(7) 持参による申請の場合 令和8年5月7日（木）から同年5月26日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前9時

から午後5時まで

(イ) 郵送による申請の場合 令和8年5月7日(木)から同年5月26日(火)まで

イ 受付場所 大津市御陵町3番1号 大津市総務部管財課(市役所別館2階)

ウ 方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、郵便局の窓口で「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの手続きをし、入札参加資格がないと認定された者のみに一般競争入札参加不適合通知書(様式第3号)にて通知を行う令和8年6月3日(水)まで「受領証(お客様控)」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到達確認の問い合わせには、一切応じない。封筒は、別記1「郵便入札用送付用封筒記入例」に基づき、表面には受付期限「令和8年5月26日」及び件名「大津市役所庁舎公告付き案内板等設置箇所貸付」を記入のうえ「入札参加申請書在中」と朱書きし、表面又は裏面に申請者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、宛先は「大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課行」として郵送すること。なお、申請書等はア(イ)の受付期間内に「大津市役所内郵便局」に必着とする。

- (5) 郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

## 5 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和8年6月3日(水)までに入札参加資格がないと認定された者についてのみ、一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書に記載のメールアドレス宛に一般競争入札参加不適合通知書(様式第3号)により通知する(参加資格のある者についての通知は行わない)。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第3項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書(様式第3号)にその理由を付す。

## 6 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市総務部管財課(市役所別館2階)において閲覧することができる。閲覧期間は、令和8年5月7日(木)から令和8年5月26日(火)まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

## 7 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法(以下「郵便入札」という。)により行い、入札者が一堂に会することなく執行する。

## 8 入札条件

- (1) 入札書の到達期限 令和8年6月11日(木)
- (2) 入札(開札)日時 令和8年6月12日(金)午後2時
- (3) 入札(開札)場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館2階321会議室

(4) 郵送方法

入札書を次号の封入方法で郵送により提出すること。

郵送は、郵便局の窓口で「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の手続きをし、開札が終了するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。

なお、入札書は第1号の到達期限までに「大津市役所内郵便局」に必着とする。この場合において、指定した方法以外の郵送、持参、電報、電子メール又はファックス等によるものは認めない。

(5) 封入方法及び送付先

入札書を封筒に入れ、別記1「郵便入札送付用封筒記入例」に基づき、封筒表面には開札日「令和8年6月12日」及び貸付物件名「大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付」を記入のうえ「入札書在中」と朱書きし、封筒表面又は裏面には入札者の所在地・称号又は名称・代表者職氏名を記入し、「大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課行」として郵送すること。

(6) 入札保証金 大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条により免除。

(7) 最低貸付料 第1項のとおり。

(8) 契約保証金 契約規則第24条により免除。

(9) 入札回数 1回とする。

(10) 落札者の決定方法

落札者は、最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

この場合は、入札者があらかじめ入札書の「くじ番号」欄に記載した3桁の任意の値及び郵送の際の一般書留郵便又は簡易書留郵便の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたもの）を、別記2「くじによる落札決定の方法」に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果により落札者を決定する。

なお、「くじ番号」欄に3桁の任意の値が記載されていない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとする。

また、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第3項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(11) 入札に関する注意事項

ア 入札書は、本市の指定様式（様式第4）により、入札参加申請書の本社の代表者名（当該申請書で支社・支店・営業所長等に全権を委任している場合は、その者）で行うこととし、代理人による入札は認めない。

イ 入札書は、日本郵便株式会社大津市役所内郵便局から本市に到達したときをもって入札書の提出があったものとみなし、本市到達後の入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。また郵便事故等については入札者のリスク負担とする。

ウ 開札の立会い

(7) 入札参加者は開札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式第5）を令和8年6月9日（火）正午までに大津市総務部管財課へ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、電子メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市総務部管財課へ電話連絡すること。

送信先アドレス otsu1204@city.otsu.lg.jp

送信先ファックス番号 077-528-2626

電話番号 077-528-2715

- (イ) 本人又は法人の代表者以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状（様式第6）を開札当日に持参しなければならない。
- (ロ) 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。
- (エ) 入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第167条の8第1項及び契約規則第10条第2項に基づき、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。
- (オ) (イ)に定めた期日までに開札立会申請書（様式第5）の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書（様式第5）が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状（様式第6）を持参しなければ開札に立会うことができない。

#### エ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### オ 入札書の日付

第2号の入札日を記載すること。

#### カ 入札説明会

実施しない。

#### キ 質問について

疑義等がある場合には、令和8年5月26日（火）午後5時までに質問書（様式第7）を大津市総務部管財課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、管財課へ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1204@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2715

質問回答日時 令和8年6月3日（水）本市ホームページに掲載

#### ク 入札の無効

- (イ) 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
  - a 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
  - b 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
  - c 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
  - d 持参、宅配便等で管財課に直接提出された入札
  - e 指定する到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
  - f 大津市役所内郵便局において管財課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

- g 入札書が同封されていない入札
- h 1枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
- i 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
- j 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- k 入札書に件名のない又は件名に間違いのある入札
- l その他入札に関する条件に違反したとき。

(イ) (ア)の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

#### ケ 入札の辞退

令和8年6月11日(木)午後5時までに大津市総務部管財課へ辞退届(任意様式)を提出すること。なお、入札書を郵送した後であっても入札の辞退を認めるものとし、その申出は辞退届の提出をもって行う。

#### コ 費用の負担

郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

#### サ 入札結果の通知等

落札者を決定した場合は、落札者には速やかに電話又はファックス(当該入札の立会人として参加している場合は口頭)により連絡するとともに書面にて契約締結に必要な事項を指示することとし、落札者以外の入札参加者には、当該入札の立会人として参加の有無にかかわらず、入札結果を書面にて通知する。

また、入札結果は大津市ホームページに掲載するとともに、その写しを大津市総務部管財課において閲覧に供する。

#### シ 異議の申立

入札参加者は、関係法令等及び入札要領に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が到達期限までに到達しなかった場合も同様とする。

#### ス その他

この要領に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

### 9 契約の締結

落札者との賃貸借契約は、次に掲げる方法による。

- (1) 賃貸借契約書により、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結するものとする。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第3項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者名義で行う。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、契約を締結しないものとする。この場合、大津市は一切の損害賠償の責めを負わない。

### 10 落札情報の公開

大津市は契約相手方の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)、氏名(法人の場合は法人名)及び契約金額について公表することができる。

**問い合わせ先**

大津市御陵町3番1号

大津市総務部管財課（市役所別館2階）

電話（077）528-2715（直通）

## 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付仕様書

### 1 目的

この仕様書は、大津市役所庁舎本館、新館、別館に大津市役所庁舎広告付き案内板等を設置するにあたって必要な条件等を定めるものである。

### 2 事業名

大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付

### 3 事業内容

大津市役所庁舎にタッチパネル方式での庁舎案内システム、庁舎案内板、周辺案内地図等（以下「大津市役所庁舎広告付き案内板等」という。）を作成設置し運用する。なお、これらに広告を掲載することができるものとする。

### 4 設置場所

大津市役所庁舎 大津市御陵町3番1号（地番：大津市御陵町72番5及び72番11）

(1) 本館1階案内受付横（別紙 位置図参照）

① H2000mm×W1500mm×D250mm以内（最大面積0.375㎡）

② H2000mm×W3400mm×D250mm以内（最大面積0.85㎡）

(2) 新館1階北側入口風除室壁面（別紙 位置図参照）

H2000mm×W5000mm×D200mm以内（最大面積1.00㎡）

(3) 別館1階北側入口壁面（別紙 位置図参照）

H2000mm×W5000mm×D200mm以内（最大面積1.00㎡）

※上記設置場所全てに設置すること。

### 5 施設使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産である庁舎の一部を貸し付ける方法により行う。

### 6 貸付期間

貸付期間は5年間とする。なお、この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付契約の更新は行わないものとする。

### 7 貸付料

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料

(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

各年度、納入通知書により大津市が指定する期日までに一括納付すること。

各年度の貸付料の額は、貸付料を貸付期間に係る月数（1月に満たない部分については1月とみなす。）で除した額に各年度の月数を乗じた額とする。

なお、各年度の貸付料の額に端数が生じた場合は、1年目に加算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料に一致させるものとする。

## 8 必要経費

大津市役所庁舎広告付き案内板等の作成、設置、更新、移設、撤去費等（電気工事及び既存設備の移設、撤去処分を含む。）及び光熱水費の負担については、設置事業者の負担とする。設置事業者は光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置し、それによる実績を大津市が指定する期限までに全額納入する。

## 9 大津市役所庁舎広告付き案内板等

### ① タッチ式庁舎案内

- ・各設置箇所に55インチ以上のモニターディスプレイを2台設置する。
- ・モニターについて1台は、担当課及び目的から検索するタッチパネル方式の庁舎案内機能専用とすること。もう1台については、広告の掲載を可とするが、モニターの一部に行政情報も配信できる仕様とし、また緊急災害情報自動表示機能を有すること。なお、掲載広告については、大津市広告掲載要綱第3条に規定する広告掲載等の基準を遵守し、広告掲載前に大津市の承認を得ること。
- ・タッチ式庁舎案内コンテンツについては、多様な利用者を想定し、車椅子利用者等に配慮したタッチパネルの配置や色覚障害者に配慮した表示（カラーバリアフリー）とし、すべての漢字表記にはふり仮名を付けること。
- ・外国語表記については日本語、英語の2か国語を基本とする。
- ・別館、新館については視覚障害者等に配慮したインターフォン等により、案内受付と通話できる機能を有すること。
- ・定期的なメンテナンス体制が整えられ、システムのメンテナンスを定期的に行い、故障等不具合が発生した場合は速やかに対応し、その費用は設置事業者が負担すること。
- ・庁舎案内画面の詳細については、選定事業者と本市との打合せにより決定することとし、決定後も必要に応じて仕様変更に対応すること。
- ・年度当初の配置替え等に伴う庁舎案内画面の変更については、原則として、本市依頼日から2週間以内に更新内容を反映させること。ただし、期日までに間に合わない場合は別途協議を行うものとする。また、年度途中の変更についても、速やかに対応すること。

## ② 庁舎案内図

- ・本市が作成した原案に基づいて、分りやすい庁舎案内図を作成表示すること。
- ・庁舎案内図については、LED内照明とし、調光器等により明るさの調整が可能な仕様とすること。また、照明時間の自動制御と手動による制御も可能とすること。
- ・年度当初の配置替え等に伴う案内図の変更については、原則として、本市依頼日から2週間以内に更新内容を反映させること。ただし、期日までに間に合わない場合は別途協議を行うものとする。また、年度途中の変更についても、速やかに対応すること。

## ③ 周辺地図

- ・地図は国土地理院の2500分の1の地図をベースに作成すること。
- ・地図の構成は市内全域及び大津市役所周辺とすること。
- ・公共施設、避難場所等、本市が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ・地図はLED内照明とし、調光器等により明るさの調整が可能な仕様とすること。また、照明時間の自動制御と手動による制御も可能とすること。
- ・利用者が見やすい配色デザインとすること。
- ・地図には広告掲載及び広告主の所在表示を可能とする。なお、掲載広告については、大津市広告掲載要綱第3条に規定する広告掲載等の基準を遵守し、広告掲載前に大津市の承認を得ること。

## 10 その他

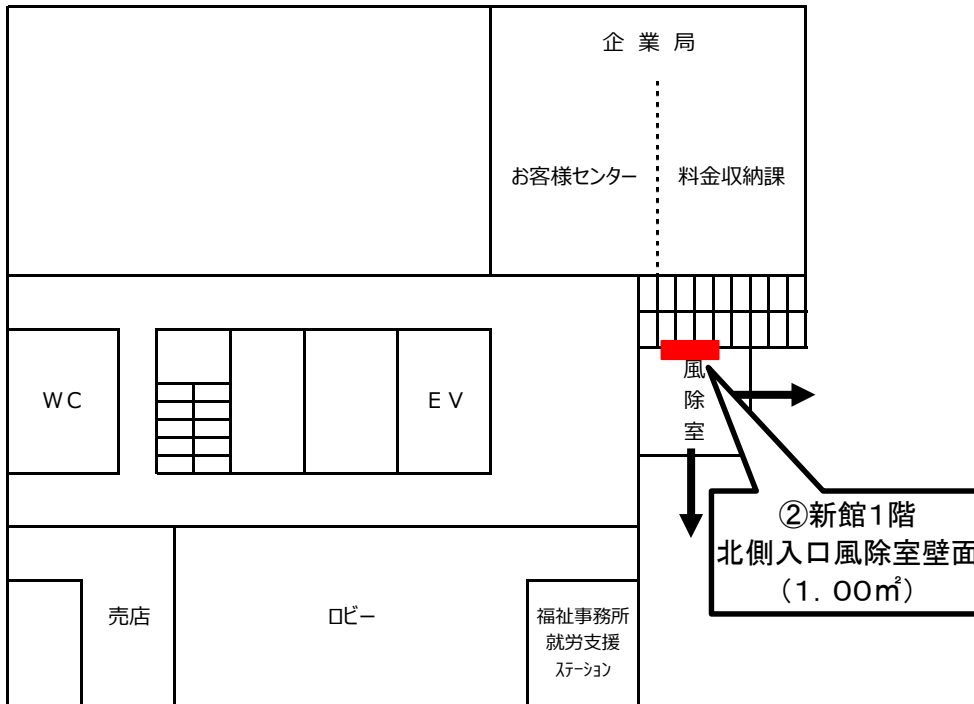
- (1) 本市の信頼、品位を損なうことのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 大津市役所庁舎広告付き案内板等に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決するものとする。
- (3) この仕様書に記載のない事項や業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

# 位置図

## 本館1階



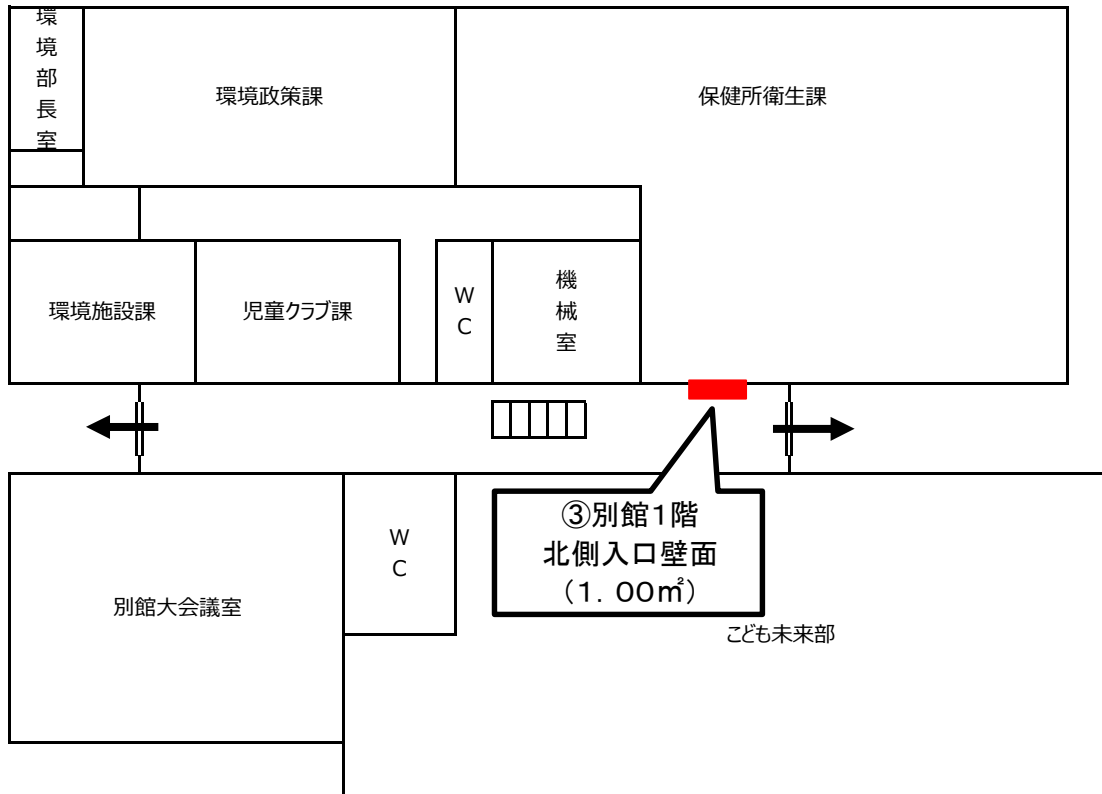
## 新館1階



## 現況写真



## 別館 1階



## 賃貸借契約書

### 1 賃貸建物

所 在	地 番	種類及び構造	床面積
大津市御陵町	7 2 番 5	(本館) SRC 造	1. 2 3 m <sup>2</sup>
大津市御陵町	7 2 番 1 1	(新館) SRC 造	1. 0 0 m <sup>2</sup>
大津市御陵町	7 2 番 1 1	(別館) RC 造	1. 0 0 m <sup>2</sup>

2 賃貸借期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで

3 指定用途 大津市役所庁舎広告付き案内板等の設置

### 4 賃貸料

- (1) 令和 8 年度分 ○○○円
- (2) 令和 9 年度分 ○○○円
- (3) 令和 1 0 年度分 ○○○円
- (4) 令和 1 1 年度分 ○○○円
- (5) 令和 1 2 年度分 ○○○円
- (6) 令和 1 3 年度分 ○○○円

### 5 賃貸料支払期限

- (1) 令和 8 年度分 令和 8 年 9 月 3 0 日
- (2) 令和 9 年度分 令和 9 年 5 月 3 1 日
- (3) 令和 1 0 年度分 令和 1 0 年 5 月 3 1 日
- (4) 令和 1 1 年度分 令和 1 1 年 5 月 3 1 日
- (5) 令和 1 2 年度分 令和 1 2 年 5 月 3 1 日
- (6) 令和 1 3 年度分 令和 1 3 年 5 月 3 0 日

賃貸人 大津市（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）との間に、頭書の賃貸建物（以下「賃貸建物」という。）の賃貸借について、次のとおり借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条の規定による定期建物賃貸借契約を締結する。

（主記）

第 1 条 甲はその所有する賃貸建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

（用途の指定）

第 2 条 乙は、賃貸建物を頭書の指定用途に自ら供しなければならない。

2 乙は、賃貸建物を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない

ない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸建物の賃貸借期間は、頭書の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）のとおりとする。

2 この契約は、前項に規定する賃貸借期間の満了により終了し、更新はない。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲が通知期間内に前項の通知をしなかった場合であっても、甲が賃貸借期間の満了によりこの契約が終了する旨の書面による通知を通知期間経過後にしたときは、当該通知日から6か月を経過した日をもってこの契約は終了する。

(賃貸料)

第4条 乙は、頭書の賃貸料支払期限（以下「支払期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により頭書の賃貸料（以下「賃貸料」という。）を支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第5条 乙は、賃貸建物に設置する大津市役所庁舎広告付き案内板等に光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、毎月、専用メーターの表示する使用量に応じ、施設全体の前月の光熱水費の単価に基づき当該月の光熱水費を算出し、納入通知書により乙に請求するものとする。

3 乙は、光熱水費を甲が定める日までに支払わなければならない。

(延滞金)

第6条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により納付期限までに賃貸料又は光熱水費を納入しなかったときは、納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じて、年3.0パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、この契約の締結後、賃貸建物に直ちに発見することができない種類、品質又は数量その他この契約の内容に適合しない状態があることを発見した場合においても、賃貸料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第8条 乙は、賃貸建物を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、賃貸建物の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第9条 甲は、賃貸建物の維持補修の責めを負わない。

2 賃貸建物の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、賃貸建物を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、賃貸建物の使用状況及び広告掲載状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、若しくは乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。  
(違約金)

第12条 乙は、賃貸借期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第2条及び第10条に規定する義務に違反した場合 金<賃貸料の1年分に相当する額の3倍の額>円

(2) 前条に規定する義務に違反した場合 金<賃貸料の1年分に相当する額>円

2 前項の違約金は、第18条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。  
(契約の解除)

第13条 甲は、甲又は国、甲以外の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸建物を必要とするときは、この契約を解除することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(2) この契約に定める義務を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。

(3) 手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと認められるとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、契約を継続することが困難であると認められるとき。

(10) 賃貸建物及び賃貸建物が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認められるとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、契約を継続することが困難であると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第14条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。次条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第

20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められたとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められたとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(原状回復)

第16条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲が指定する日までに賃貸建物を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸料の返還)

第17条 甲は、第13条第1項の規定により、この契約が解除されたときに限り、既納の賃貸料のうち、乙が賃貸建物を甲に返還した日以降の賃貸料を日割計算により返還する。ただし、返還金には利子を付さないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第19条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は第13条から第15条までの規定により契約が解除されたときにおいて、賃貸建物に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴えは、大津地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 住所  
氏名  
名称及び代表者氏名

## 大津市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること及び民間企業等から広告を掲載した物品等の寄附を受けることにより、本市の新たな財源を確保し、及び財政の負担を軽減し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び市が使用する封筒その他印刷物

イ 市のホームページ等インターネット上に掲載されるもの

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産等で市長が個別に認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告付寄附 民間企業等の広告を掲載した広告媒体の寄附をいう。

(4) 広告掲載等 広告掲載及び広告付寄附を受納することをいう。

(5) 部局長等 大津市事務分掌条例(昭和48年条例第1号)第1条に規定する部の長、教育部長、消防局長及び出納室長をいう。

### (広告掲載等の基準)

第3条 広告の内容及び表現(以下「広告の内容等」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関わるもの

(4) 反社会的又は政治的な主張等を含んだもの又はそのおそれがあるもの

(5) 個人又は団体による意見の表明、個人の宣伝に当たるもの

(6) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

(7) その他不適当と市長が判断したもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告掲載等の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

(3) たばこに関する業種

(4) ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種

- (5) 投機的商品に関する業種
  - (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
  - (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
  - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
  - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
  - (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
  - (11) 掲載しようとする広告の内容に関わる各種法令並びに条例及び規則に違反している事業者
  - (12) 本市の市税を滞納している事業者
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。  
（広告媒体の種類）
- 第4条 広告掲載し、又は広告付寄附を受ける広告媒体の種類は、部局長等が別に定める。  
（広告の掲載位置等）
- 第5条 広告の掲載位置及び規格並びに掲載期間は、当該広告媒体ごとに部局長等が別に定める。  
（広告掲載料）
- 第6条 広告掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して当該広告媒体ごとに、部局長等が別に定める。
- 2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）の規定により行政財産の目的外使用許可に係る使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。
- 3 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。  
（広告掲載等の募集）
- 第7条 部局長等は、前2条に掲げる内容を広報紙又はホームページに掲載して広告掲載又は広告付寄附（以下「広告掲載等」という。）の募集を行うものとする。
- 2 広告掲載等を希望する者は、募集期間内に大津市広告掲載等申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び掲載しようとする広告の案を添えて部局長等に申し込むものとする。ただし、広告媒体ごとに、別に広告掲載等申込書及び誓約書を定めたときは、当該様式によるものとする。
- 3 部局長等は、前項の申込みの審査にあたって必要と認めるときは、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 会社の概要がわかるもの（会社案内等）
  - (2) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し等）
  - (3) 直近の天津市税の納税証明書
  - (4) 所定の様式による暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書及び役員名簿
  - (5) その他部局長等が必要と認める書類
- 4 申込者が、他の事業者名等を併せて掲載しようとする場合にあっては、当該他の事業者についても第3条の規定を適用する。この場合において、部局長等は、当該他の事業者に係る前項に掲げる書類を申込者に求めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告掲載等を募集する場合は、広報紙又はホームページへの掲載を要しない。
- (1) 本市が広告主を指定して広告掲載等を依頼する場合
  - (2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合
- 6 広告掲載等の申込みのあった件数とその募集した数に満たないときは、部局長等はその余剰分について広告主を別に指定した上依頼することができる。
- 7 期間を設けて広告掲載等の募集を行った場合において、その募集した数を超える申込みがあったときは、次に掲げる順位に従って広告主を決定するものとする。この場合において、同順位の申込者が多数のときは抽選により決定するものとする。
- (1) 本市の事務と密接な関係を有する事業を行う者（当該事業に関する広告を掲載しようとする場合に限る。）
  - (2) 国及び地方公共団体
  - (3) 独立行政法人、公社、公益法人その他これに類する者並びに市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者等
  - (4) 前号に掲げる以外の企業及び事業者等
  - (5) その他市長が適当と認めるもの
- （広告掲載等の決定）
- 第8条 部局長等は、前条第2項の規定により申込みがあったときは、第3条に規定する広告掲載等の基準に基づき審査し、広告掲載等の可否を決定する。
- 2 部局長等は、前項の規定により広告掲載等の可否を決定したときは、天津市広告掲載等可否決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知しなければならない。ただし、部局長等が別に広告掲載等可否決定通知書を定めたときは、当該様式によるものとする。
- 3 部局長等は、特に必要があると認めるときは、第13条に規定する広告掲載審査委員会の意見を聴くことができる。
- （広告掲載内容の承諾）
- 第9条 広告主は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、部局長等の指定する期日までに、様式第4号又は部局長等が別に定める様式による承諾書を部局長等に提出するものとする。ただし、部局長等が承諾書の提出を要しないと認めるときは、この限り

でない。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（平成23年法律第61号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当する場合は、大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）その他関係法令等の規定を遵守しなければならない。
- 4 広告主の責めに帰すべき理由により広告の掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、市は当該広告主に対して損害賠償の請求をすることができる。
- 5 広告主は、部局長等が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納入しなければならない。
- 6 広告掲載等に係る広告の作成並びに施設への運搬、取付け及び撤去に係る費用は、広告主が負担するものとする。
- 7 広告主は、第8条第1項の規定による決定を受けた広告の掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載等の取消し)

第11条 部局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに第8条第1項の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定された期日までに承諾書の提出、広告媒体への広告の取付け、広告掲載料の納付、広告原稿の提出又は広告付寄附の寄贈がないとき。
  - (2) 市の行政運営において支障があると認めるとき。
  - (3) 広告内容の変更等の指示に従わないとき。
  - (4) 虚偽の広告掲載等の申込みをしたとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 部局長等は、前項の規定により第8条第1項の決定を取り消したときは、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告物の撤去等)

第12条 部局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除、撤去、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 前条の規定により第8条第1項の決定を取り消された広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
  - (2) 広告主が広告掲載期間を過ぎた後も広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
  - (3) 広告主が倒産、解散等により広告に係る事業を廃業したとき。
- 2 前項の広告物の撤去等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に

該当するときは、この限りでない。

(審査機関)

第13条 第8条第1項の決定が困難であると市長が認める広告掲載等の可否を審査するため、大津市広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は、総務部長の職にある者を、委員は政策調整部次長、総務部次長、市民部次長、産業観光部次長、都市計画部次長及び建設部次長の職にある者をもって充てる。

3 市のホームページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に政策調整部広報課長の職にある者を加えることができるものとする。

4 屋外広告物に関する審査の場合は、第2項に定める委員に都市計画部都市計画課長の職にある者を加えることができるものとする。

5 委員長は、前3項に定める委員のほか、必要に応じて広告媒体に関連する所属の長を臨時の委員として加えることができるものとする。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告掲載し、又は広告付寄附を受ける広告媒体を所管する所属の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大津市広告掲載要綱の規定は、平成23年11月1日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大津市広告掲載要綱の規定は、令和元年5月1日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大津市広告掲載要綱の規定は、令和2年2月1日以後に募集を行う広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市広告掲載等申込書

年 月 日

（宛先）

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

大津市広告掲載要綱第7条第2項に基づき、下記のとおり広告掲載（広告付寄附）を申し込みます。

記

- 1 広告媒体
  
- 2 広告の内容（掲載位置及び規格等）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 添付書類
  - (1) 誓約書
  - (2) 広告デザイン案

※申込みに係る一切の経費については、申込者の負担とします。

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、大津市広告掲載要綱第7条第2項に基づく広告掲載（広告付寄附）の申込みに当たり、次の事項について誓約します。

記

1 広告媒体

2 誓約事項

- (1) 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- (2) 大津市広告掲載要綱を遵守します。
- (3) 広告の内容等については、市の指示に従います。
- (4) 大津市税の滞納はありません。
- (5) 大津市広告掲載要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、広告の掲載を取り消されても異議はありません。
- (6) 掲載された広告に関する一切の責任を負います。

大 第 号  
年 月 日

(宛先)



大津市広告掲載等可否決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載（広告付寄附）については、下記のとおり決定しましたので、大津市広告掲載要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分  掲載（受納）します  
 掲載（受納）できません  
(理由 )
- 2 広告媒体
- 3 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 広告の内容（掲載位置及び規格等）  
別紙のとおり
- 5 広告掲載料 円
- 6 納付期限 年 月 日
- 7 広告掲載原稿提出期限 年 月 日
- 8 その他注意事項等

様式第4号（第9条関係）

承 諾 書

大津市広告掲載要綱第9条の規定及び 年 月 日付け大 第 号  
の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾します。

年 月 日

(宛先)

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

記

広告掲載媒体名	
広告掲載位置	
広告掲載料	円
広告料納入期限	年 月 日
広告原稿納入期限	年 月 日
広告原稿の規格等	
備 考	

## 大津市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大津市広告掲載要綱第3条第3項に規定する基準について必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載等の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告物に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載等を行わない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- エ 社会的に不適切なもの
- オ 国内世論が大きく分かれているもの
- カ 他人を誹謗、中傷又は排斥するもの
- キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ケ 本市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び合理的な根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等
- イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現  
例 「今が（これが）最後のチャンス」等
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの

- キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
  - イ 暴力、犯罪を肯定し、又は助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- 2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるものは、広告掲載等を行わない。

(表示基準)

第5条 広告掲載等を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
  - 例 「広告」等
- (2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。また、連絡先については固定電話とし、携帯電話やPHS、Eメールアドレスのみは認めない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次の表示について注意を要すること。
  - ア 割引価格
    - 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
    - 例 「メーカー希望小売価格の30%引き」等
  - イ 比較広告
    - 主張する内容が客観的に実証されていること。(根拠となる資料が必要)
  - ウ 無料で参加、体験できるもの
    - 費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。
    - 例 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等
  - エ 肖像権及び著作権
    - 無断使用がないか確認すること。

(ホームページに関する基準)

第6条 本市のホームページへの広告掲載に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、大津市広告掲載要綱及びこの基準、その他本市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は、本市のホームページには掲載しない。

(業種ごとの基準)

第7条 広告媒体を所管する課は、掲載の都度、次の表に定める業種ごとの基準に基づき、広告の内容等を審査する。このとき、医療、老人保健施設、墓地、選挙、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、直接、関係法令等を所管する課又は機関に相談するものとする。

業種	基準
1 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例 「1か月で確実にマスターできる」等
2 学習塾・予備校・専門学校等	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。(確実な証拠資料が必要) (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
3 外国大学の日本校	日本の学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学でない旨を明確に表示する。
4 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解をまねくような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売

	<p>りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>
5 病院・診療所・助産所等	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。</p> <p>(3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(4) マークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字によりあわせて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。</p>
6 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p>
7 薬局・薬店・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具（健康器具、コンタクトレンズ）	<p>広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>

等)	
8 健康食品、保健機能食品・特別用途食品	広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに消費者庁長官へ広告内容についての了解を得ること。
9 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>(1) サービス全般（老人保健施設除く）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示として内閣総理大臣が定める事項に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
10 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。</p>

	<p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p> <p>例 「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等</p>
1 1 ウィークリーマンション等	<p>営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等受けていること。</p>
1 2 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>例 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等</p>
1 3 墓地等	<p>市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。</p>
1 4 弁護士・公認会計士・税理士等	<p>掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。</p>
1 5 人材募集広告	<p>(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。</p> <p>(2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲載しない。</p> <p>(3) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>
1 6 旅行業	<p>(1) 一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会の会員に限る。</p> <p>(2) 登録番号及び所在地等を明記する。</p>
1 7 通信販売業	<p>(1) 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものに限り掲載する。</p> <p>(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。</p>
1 8 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p>

	<p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(5) 20歳未満の者、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(6) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
19 映画・興業等	<p>(1) 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれがあるものは掲載しない。</p> <p>(4) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
20 古物商・リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業については、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に定める一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p> <p>例 「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等</p>

2 1 結婚相談所・交際紹介業	(1) 結婚相手紹介サービス協会に加盟している又は結婚相手紹介サービス業認証制度による認証を受けていること（加盟証明又は当該認証制度による認証証明が必要）。また、その旨を明記すること。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
2 2 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。
2 3 募金等	(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第73条に定める社会福祉事業のための寄付金募集に限る。 (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示する。
2 4 質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
2 5 宝石販売業	虚偽の表現に注意すること。 例 「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）
2 6 酒類製造販売業	20歳未満の者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例 「お酒、飲酒は20歳を過ぎてから」等

2 大津市広告掲載要綱第3条第2項で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

（広告媒体ごとの基準）

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

（基準の適用等）

第9条 この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に指示することとする。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大津市広告掲載基準の規定は、平成23年11月1日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大津市広告掲載基準の規定は、令和7年3月1日以後に募集を行った広告掲載等について適用し、同日前に募集を行った広告掲載等については、なお従前の例による。

## 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書

令和 年 月 日

(宛先)

大津市長 佐藤 健司

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

令和8年5月7日付で公告のありました下記大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付に係る一般競争入札の参加資格確認申請について、必要書類を添えて申請いたします。

また、下記の事項について誓約をいたします。なお、当該誓約事項に反することが判明した場合は、この申込及び入札を無効とされることに異議はありません。

### 記

- 1 貸付物件名 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付
- 2 貸付期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
- 3 誓約事項
  - ・ 入札公告に記載された当該案件の入札参加資格を全て満たしていること。
  - ・ 当該書類が情報公開の対象となった場合、公開について異議を唱えないこと。
  - ・ 大津市暴力団排除条例の趣旨にのっとりすること。
- 4 添付書類
  - 実績調書（記載した契約実績が証明できる書類（契約書、委託書等）の写しを添付すること。）  
※該当の場合、を入れること
- 5 確認事項
  - 令和8年度大津市物品供給等業務入札参加申請書（指名願）提出済（提出のない場合、本件についての入札参加資格はありません。）  
※提出済の場合、を入れること

申請担当者連絡先	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

## 実績調書

国又は地方公共団体との間で契約を締結した広告付き案内板等の設置及び運営の主な契約実績を以下のとおり証明します。

令和 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

契約相手方	名 称	納入場所	賃貸借期間	契約内容	備考

令和 年 月 日現在

- ※直近2年間において国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体の施設で、自ら広告付き案内板等設置した実績を記載してください。
- ※適宜、行を追加・拡大して作成してください。実績の全てを記載する必要はありませんが、2件以上の実績を記載してください。
- ※記載した契約実績が証明できる書類(契約書等)の写しを添付してください。

様式第3

一般競争入札参加不適合通知書

様

大津市長

年 月 日付けで申請のありました一般競争入札参加資格について審査の結果下記のとおり不適合とみとめられましたので通知します。

記

- 1 入札公告日 令和8年5月7日
- 2 貸付物件名 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付
- 3 理由

この通知のあった日の翌日から起算して7日以内に文書をもって説明を求めることができます。

くじ番号		

# 入 札 書

貸付物件名 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付  
 貸借期間 令和 8 年 8 月 1 日から令和 1 3 年 7 月 3 1 日まで  
 施設の名称 大津市役所庁舎  
 所在地 大津市御陵町 7 2 番 5 及び 7 2 番 1 1

貸付物件番号	貸付箇所	貸付面積	入札金額							
			百万	十万	万	千	百	十	円	
①	本館 1 階 案内受付横	3. 2 3 m <sup>2</sup>								
②	新館 1 階 北側入口風除室壁面									
③	別館 1 階 北側入口壁面									

上記の金額をもって、賃借いたしたいので仕様書及び大津市契約規則並びに指示事項を承知して入札いたします。

令和 8 年 6 月 1 2 日

(宛先)  
 大津市長 佐藤 健司

住 所  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名

㊞

## 開札立会申請書

(宛先)

契約担当者 大津市長

以下の入札の開札立会を希望しますので申請します。

1	貸付物件名	大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付
2	入札（開札）日時	令和8年6月12日 午後2時00分
3	入札（開札）場所	大津市役所 別館 2階 321会議室
4	申請者	住所
		商号又は名称

➤ 申請方法について（希望制）

1から4の内容を記載した当該「開札立会申請書」を、令和8年6月9日（火）正午までに大津市総務部管財課へ電子メール又はファックスにて送信し、大津市総務部管財課へ電話連絡してください。

送信先アドレス otsu1204@city.otsu.lg.jp

送信先ファックス番号 077-528-2626

電話番号 077-528-2715

# 立会人委任状

令和8年6月12日

(宛先)

契約担当者 大津市長

(委任者)

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

私は、  
の権限を委任します。

を代理人と定め、下記の貸付物件の入札（開札）立会人に関する一切

## 記

貸付物件名	大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付
施設の名称	大津市役所庁舎
入札（開札）日時	令和8年6月12日 午後2時00分

# 記入例

## 立会人委任状

記載に誤りがある場合は無効となります。立会人委任状作成後、押印漏れや誤字・脱字等の不備がないことを確認してください。

令和8年6月12日

(宛先)

契約担当者 大津市

入札参加申請書で支社・支店・営業所長等に委任先を設定している場合は、この委任者は本社ではなく、その委任された支社・支店・営業所長等になります。個人宅の住所ではありません。  
**[無効となる条件] 誤字・脱字、未記入**

入札当日の日付を記入  
**[無効となる条件]**  
**未記入又は入札日以外の日付**

住所 大津市御陵町3番1号

商号又は名称 大津市役所 株式会社 御陵支店

代表者職・氏名 支店長 大津 太郎

大津

私は、**滋賀 次郎** を代理人と定め、下記の委託業務の入札（開札）立会人に関する一切の権限を委任します。

**[無効となる条件]**  
**未記入又は誤字・脱字**

**[無効となる条件]**  
**業務名称の未記入又は誤字・脱字**

記

入札参加申請書で登録した「使用印鑑」を押印してください。  
必ずしも、実印や支店長印と同じではないので注意が必要です。  
使用印鑑を丸印・角印の両方で登録している場合は、両方押印してください。  
**[無効となる条件] 押印漏れ又は印影不明瞭**

貸付物件名 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付

施設の名称 大津市役所庁舎

入札（開札）日時 令和8年6月12日 午後2時00分

**[無効となる条件]**  
**未記入や誤字・脱字又は委託場所以外の場所**

質 問 書

年 月 日

(あて先) 大津市長

(質問者)  
会社名等  
住 所  
電話番号  
担 当 者

貸付物件名 大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付

質 問 事 項

No	質問	回答

※入札に係る質問がある場合は、この様式で質問書を作成してください。

※質問書は、電子メールにて送信（送信後、送信した旨、要電話）してください。

送信先  
大津市総務部管財課  
Mail : [otsu1204@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1204@city.otsu.lg.jp)  
Tel : 077-528-2715

## 【郵便入札送付用封筒記入例】

※記入例は全て長形封筒ですが、封筒のサイズに指定はございません。

※必要事項の記入漏れがある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。

## ① 参加申請書等

- 封筒に直接記入する場合（以下のとおり「表面」に記入してください。）

《表》

<b>入札参加申請書在中</b>	
〒520-0037 大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課行	
貸付物件名：大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付	
受付期限：令和8年5月26日	
申請者：住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	

朱書き

「受付期限」を記入してください。  
入札参加申請書の提出(発送)日ではありません。

- 封筒に記入形式を貼付する場合

(必要事項を記入・カラー印刷し、点線に沿って切り取り封筒の「表面」に貼付してください。)

<b>入札参加申請書在中</b>		
〒520-0037 大津市役所内郵便局留 大津市総務部管財課行		
貸付物件名	大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付	
受付期限	令和8年5月26日	
申請者	住 所	〒
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

参加申請書等の郵送用封筒に封印は不要です。

② 入札書（及び見積内訳書）

- 封筒に直接記入する場合（以下のとおり「表面」に記入してください。）

《表》

入札書在中

〒520-0037 大津市役所内郵便局留  
大津市総務部管財課行

朱書き

貸付物件名：大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付

入札(開札)日：令和8年6月12日

入札者：住所

商号又は名称

代表者職氏名

「入札(開札)日」を記入してください。  
入札書の提出(発送)日ではありません。

- 封筒に記入形式を貼付する場合

(必要事項を記入・カラー印刷し、点線に沿って切り取り封筒の「表面」に貼付してください。)

入札書在中

〒520-0037 大津市役所内郵便局留  
大津市総務部管財課行

貸付物件名	大津市役所庁舎広告付き案内板等設置箇所貸付	
入札(開札)日	令和8年6月12日	
入札者	住 所	〒
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

《裏》

糊付けされている部分は、大津市へ入札参加申請時に届けた使用印鑑の「代表者印」で封印してください。

印

印

印

## くじによる落札決定の方法

郵便入札の開札の結果、最高価格が同額の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定します。

### 1. 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじによる抽選になった場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ3桁の任意の値「000～999」を記入（「0」の桁も記入が必要）してください。その番号を「くじ番号」とします。

番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。

### 2. くじの手順

- (1) 書留の引受番号（お問い合わせ番号）11桁の下3桁の小さい者から順に入札番号（0、1、2…）を付与します。

※下3桁が同一の場合は、上位の数字を順次参照します。

書留の引受番号とは、郵便追跡用に使用する番号で、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されている  
（3桁）－（2桁）－（5桁）－（1桁）の合計11桁で表示される番号です。

- (2) 同額の入札書に記載された「くじ番号」を合計し、その合計を同額入札者の数で割り、余りを算出します。
- (3) 上記(2)で算出された余りと一致した入札番号の入札参加者が落札者となります。

#### 【例】入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 書留番号（下3桁）の小さい者から順に入札番号（0、1、2…）を付与する。

業者名	くじ番号	書留番号（下3桁）	入札番号
A社	567	036	0
B社	123	215	1
C社	記載無し（000）	687	2

- (2) 「くじ番号」の和を求め、くじ対象者の数で割ります。

$$567 \text{ (A社)} + 123 \text{ (B社)} + 000 \text{ (C社)} = 690$$

$$690 \div 3 = 230 \quad \underline{\text{余り 0}}$$

- (3) 上記の計算により、余りが「0」となったので、入札番号が「0」のA社が落札者となります。

## 【郵便入札】

### 入 札 心 得

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  1. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  1. 入札書は、本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。
  1. 入札書は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、本市が指定する方法で提出すること。
  1. 入札書と同時に見積内訳書の提出を求めている場合は、入札書と同封して提出すること。
  1. 入札書は、本市が指定した期日までに到着したものでなければ受理することができない。
  1. 入札者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
  1. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
  1. 入札者のうち、予定価格以下で、最低価格の者を落札者とする。
  1. 落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
  1. 開札の結果、落札者がいないときは 2 回を限度として再度入札をする。  
ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。
  1. 最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
  1. 次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。
    - イ. 入札参加資格のない者がした入札。
    - ロ. 入札金額を訂正した入札。
    - ハ. 入札に際し、不正の行為があったと認めるとき。
  - ニ. 入札書記載の金額、氏名、印影、その他入札要件の記載漏れ、又は誤記等により内容が確認できないとき。
  - ホ. 入札書において、記載されている日付が、入札公告又は指名通知等に示す入札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
  - ヘ. 指定した期日を過ぎて到着した入札。
  - ト. 指定した郵送方法以外の方法で入札書を提出した入札。
  - チ. 一つの入札について同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札。
  - リ. 封筒に記載された委託業務名、入札者の所在地及び名称等が、入札書に記載されたものと相違するとき。
1. 落札者が決定したときは、開札に立ち会った入札者に口頭で知らせる。  
落札者となる者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を速やかに通知する。
1. 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - (1) 入札前にあつては、入札辞退届を管財課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。